



平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社長谷工コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 辻 範 明
(コード番号 1808 東証第1部)
本 社 所 在 地 東京都港区芝二丁目32番1号
問 合 せ 先 広 報 I R 部 長 丸 山 浩 司
(TEL 03-3456-3900)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「BBT 制度」といいます。)及び「株式給付型 ESOP」(以下、「ESOP 制度」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、BBT 制度の詳細につきましては、後日開催する取締役会において改めて決議をしたうえで、平成 29 年 6 月下旬に開催予定の第 100 期定時株主総会 (以下、「本株主総会」といいます。)に付議する予定であります。

記

I BBT 制度の導入について

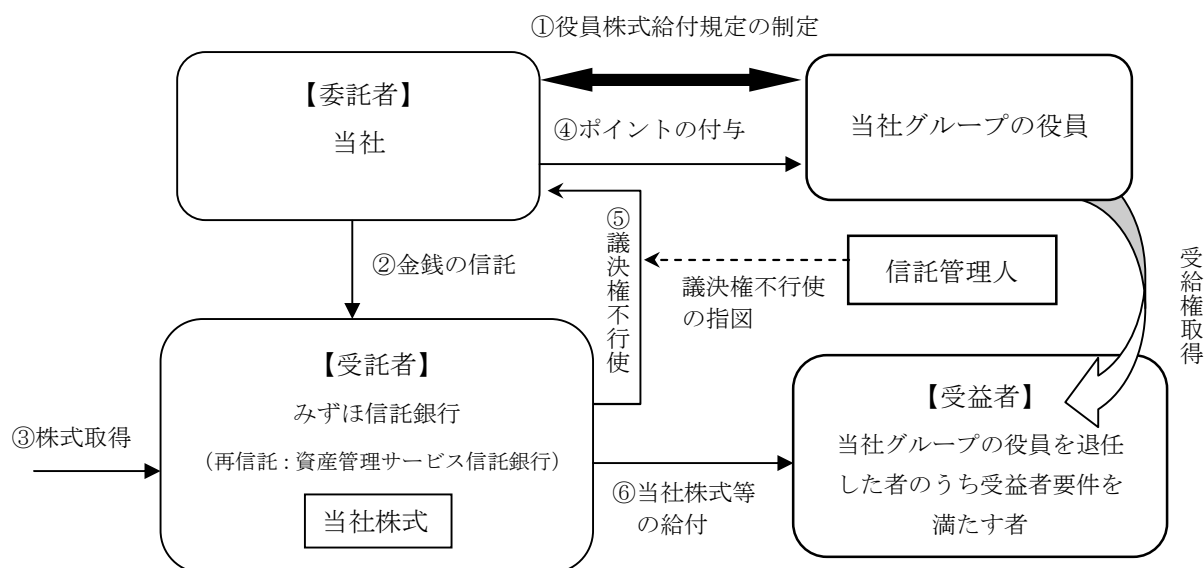
1. BBT 制度導入の背景

当社は、当社の取締役 (社外取締役を除く)、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員並びに当社のグループ会社の社長等 (以下、「当社グループの役員」といいます。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社グループの役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、BBT 制度を導入することを決議いたしました。なお、BBT 制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。

2. BBT 制度の概要

BBT 制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託 (以下、BBT 制度に基づき設定される信託を「BBT 信託」といいます。)を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下、「当社株式等」といいます。)が BBT 信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、当社グループの役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社グループの役員の退任時となります。

<BBT 制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、BBT 制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規定」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ BBT 信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規定」に基づき当社グループの役員にポイントを付与します。
- ⑤ BBT 信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、BBT 信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ BBT 信託は、当社グループの役員を退任した者のうち「役員株式給付規定」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当社グループの役員が「役員株式給付規定」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

II ESOP 制度の導入について

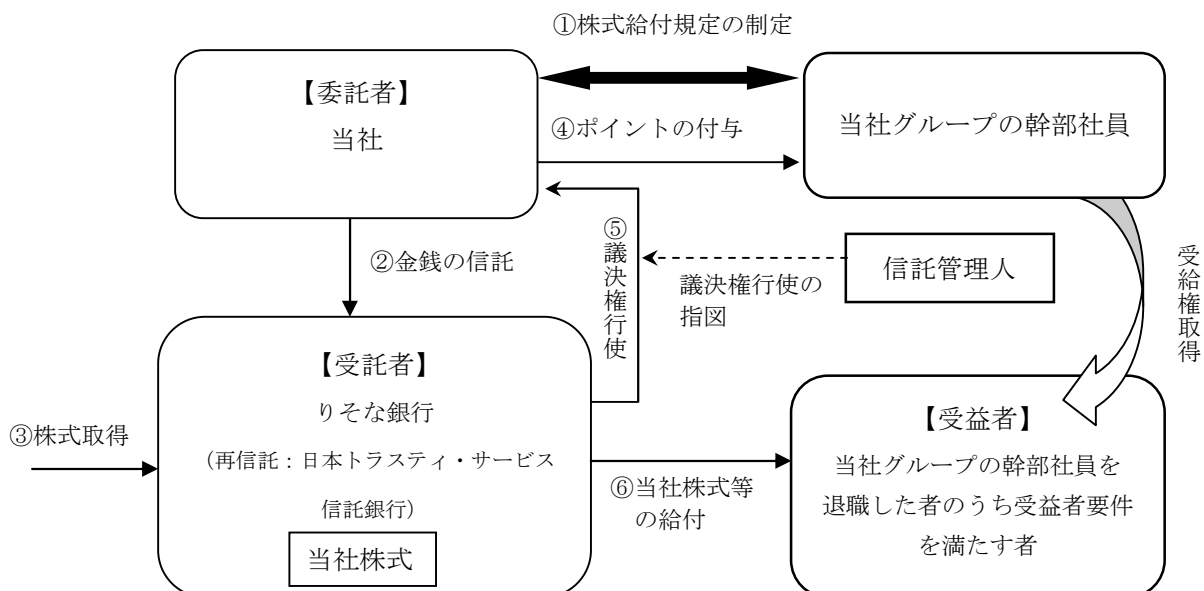
1. ESOP 制度導入の背景

当社は、当社及び当社グループ会社（以下、当社グループといいます。）の幹部社員（以下、当社グループの幹部社員といいます。）の処遇と当社の業績及び株式価値との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への当社グループの幹部社員の意欲や士気を高めることを目的として、ESOP 制度を導入することといたしました。

2. ESOP 制度の概要

ESOP 制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、ESOP 制度に基づき設定される信託を「ESOP 信託」といいます。）を通じて取得され、当社グループの幹部社員に対して、当社が定める株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が ESOP 信託を通じて給付される制度です。なお、当社グループの幹部社員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。

<ESOP 制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規定」を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を信託します。
- ③ ESOP 信託は②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は「株式給付規定」に基づき当社グループの幹部社員にポイントを付与します。
- ⑤ ESOP 信託は、信託管理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
- ⑥ ESOP 信託は、「株式給付規定」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当社グループの幹部社員が「株式給付規定」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上